

広島県告示第七百四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定居宅サービス事業者	名称	医療法人社団 わた内科医院	主たる事務所の所在地	広島市中区大手町 五丁目七番一―号	居宅サービス事業を 廃止した事務所	廃止年月日
	名称	医療法人社団 杏佑会笠井病院	所在地	尾道市久保一丁目 三番一九号		